

「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令（仮称）
の案」について（概要）

令和 2 年 10 月 9 日
観 光 庁

I. 背景

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）は、平成 30 年 7 月 27 日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法第 9 条第 10 項において、同条第 1 項の規定による区域整備計画の認定の申請は、基本方針の公表後の政令で定める期間内に行うこととされており、当該期間を定める必要がある。

本政令案の概要については、令和元年 11 月 19 日から同年 12 月 18 日まで意見募集を実施したところであるが、その後の状況の変化を踏まえ、以下のとおり内容を変更することとしたため、再度意見募集を実施するものである。

II. 概要

法第 9 条第 10 項の政令で定める区域整備計画の認定の申請の期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 4 月 28 日までとする。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：未定

施行：公布の日